

令和 8 年 10 月 30 日

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果

総務省では、政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（案）等について、令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 24 日（木）までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、40 件の御意見をいただきました。

1 背景

令和 9 年 1 月の政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）の一部の施行に当たってのシステム改修等に伴い、写しの交付・閲覧の対象となる収支報告書等が電磁的記録である場合に対応する規定を整備する等所要の改正を行います。

2 意見公募の結果

標題の政令案等について、令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 24 日（木）までの間、意見の公募を行ったところ、40 件の御意見をいただきました。当該御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

3 今後の予定

本意見募集の結果を踏まえて、上記の政令等は本日公布されたところであり、令和 9 年 1 月 1 日から施行されます。

自治行政局選挙部政治資金課 企画係
電 話：03-5253-5578（直通）
E-mail：senkyo.shikin_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を
「_atmark_」と表示しております。送信の際
には、「@」に変更してください。